

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

金沢市長

## 公表日

令和5年7月7日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム3	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>1. 住民記録管理機能 住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。</p> <p>2. 住民票の写し等の交付機能 住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。</p> <p>3. 住民基本台帳の統計機能 異動種別や人口動態の集計表を作成する。</p> <p>4. 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。</p> <p>5. 連携機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。</p> <p>&lt;&lt;本事務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt; 使用機能: 住民基本台帳情報の参照・検索 使用目的: 住所情報等の確認</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども子育て支援システム、申請管理システム )</p>
システム4	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>1. 各税目ごとに課税情報の管理を行う</p> <p>2. 賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する</p> <p>3. 収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う</p> <p>4. 納税者の宛名等を管理する</p> <p>&lt;&lt;本事務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt; 使用機能: 地方税情報の参照・検索 使用目的: 所得情報等の確認</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 市税滞納管理システム )</p>



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記録された満20歳以上70歳未満の国民年金被保険者、受給権者及び保険料免除申請等の審査対象者 ・老齢福祉年金請求者及び受給権者並びにその配偶者・扶養義務者 ※一部転出等で削除された人を含む
その必要性	資格の取得・喪失、氏名・住所変更手続、保険料免除申請、給付に係る裁定請求等の国民年金関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成、資格情報、所得状況等を把握する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・識別情報: 対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報: 対象者の住所・世帯情報の把握及び本人への連絡のため ・地方税情報: 免除申請等の審査及び各種給付の審査の為の情報を日本年金機構へ報告するため ・生活保護情報: 法定免除の受付のため ・年金関係情報: 受付内容管理及び必要な届出を正確に判断するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	市民局市民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（ 市民税課、生活支援課 ） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ 日本年金機構 ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ 庁内LAN ）								
③使用目的 ※	国民年金法に基づき、1号被保険者資格取得届などの各種届出、申請等の受理及び日本年金機構への進達並びに厚生労働大臣への報告が法定化されている。								
④使用の主体	使用部署	市民局市民課							
	使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>1. 適用関係 ・国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出を受付し、日本年金機構に報告する。</p> <p>2. 免除関係 ・国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請を受付し、必要な世帯及び住民税情報を添付して日本年金機構に報告する。 ・国民年金保険料の法定免除該当・消滅届を受付し、必要な生活保護情報を添付して日本年金機構に報告する。 ・国民年金保険料の産前産後免除該当届を受付し、必要な出産日等の情報を日本年金機構に報告する。</p> <p>3. 給付関係事務 ・年金である給付及び一時金の支給の届出を受付し、日本年金機構に報告する。 ・障害基礎年金及び老齢福祉年金の支給に必要な住民税情報を日本年金機構に報告する。</p> <p>4. 年金生活者支援給付金事務 ・年金生活者支援給付金に関する請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。 ・年金生活者支援給付金の支給に必要な世帯情報及び住民税情報を日本年金機構に報告する。</p> <p>5. 中国残留邦人等支援関係 中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>6. 特別障害給付金関係 特別障害給付金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p>								
	<p>《情報入手する際の突合》 ・本人又は代理人から入手する場合、届出書の記載内容と個人番号カード等と突合の上、本人確認を行う。 ・日本年金機構で新たに基礎年金番号が生成された場合は、日本年金機構に照会の上、突合を行う。 ・評価実施機関内の他部署から入手する場合、内部番号(識別番号)を突合し、対象者の特定をする。</p> <p>《使用方法との対応関係》 ・適用関係届出を受けて、年金関係情報と住民票関係情報と突合し、届出事項の確認を行う。 ・国民年金保険料の免除等の届出を受けて、年金関係情報と住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報を突合して、世帯情報、地方税情報、生活保護情報等の確認を行う。 ・年金である給付及び一時金の支給に関して、年金関係情報と住民票関係情報、地方税関係情報を突合し、届出事項の確認及び日本年金機構に報告する世帯情報及び住民票情報データを作成する。</p>								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	国民年金受付システムサービス提供業務	
①委託内容	国民年金受付システムの開発、運用、保守等を行う。また、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理する、既設住民基本台帳システム及び税務システムでも用いているデータセンター(以下「委託データセンター」という。)内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、国民年金情報ファイルを管理すると共に、国民年金受付システム機能の本市への提供も行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	FLCS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び住所地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の秘密保持に関する協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	①システムサービス提供業務実施における現地での設計業務 ②テスト業務 ③質問対応 ④運用保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2
②提供先における用途	・国民年金第1号被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求の審査・決定
③提供する情報	・国民年金第1号被保険者の異動情報 ・保険料免除、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)、受給権者の一部及び保険料免除等の審査対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	週2回
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条11号
②移転先における用途	住民票への記載
③移転する情報	国民年金の取得・喪失情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	金沢市の住民のうち、国民年金被保険者
⑥移転方法	[ ] 市内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 市内LAN )
⑦時期・頻度	取得・喪失情報を即時連携
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・委託データセンターは入館及びサーバ室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。
- ・サーバラックは施錠管理している。
- ・記憶媒体の保管場所について施錠管理している。
- ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。
- ・火災対策として、データセンターは消火設備を完備している。
- ・地震対策として、データセンターは免震建物となっている。
- ・データセンター内は、監視カメラにより24時間監視されている。
- ・サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。
- ・受領した加入届等については、鍵のかかる保管庫に保管する。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

1	宛名番号	50	カナ方書	99	業務参照フラグCG	148	性別
2	履歴SEQ	51	本籍地	100	業務参照フラグCH	149	続柄1
3	個人番号	52	筆頭者名	101	業務参照フラグCI	150	続柄2
4	法人番号	53	郵便番号	102	業務参照フラグCJ	151	続柄3
5	統合宛名番号	54	電話番号	103	業務参照フラグCK	152	続柄4
6	個人番号更新日	55	FAX番号	104	業務参照フラグCL	153	個人法人区分
7	法人番号更新日	56	前住所都道府県コード	105	業務参照フラグCM	154	異動事由コード
8	統合宛名番号更新日	57	前住所市区町村コード	106	業務参照フラグCN	155	異動日
9	作成更新日	58	前住所	107	業務参照フラグCO	156	削除フラグ
10	宛名番号	59	前住所方書	108	業務参照フラグCP	157	削除フラグ
11	履歴SEQ	60	前住所郵便番号	109	排除フラグ	158	宛名履歴SEQ
12	世帯番号	61	前住所区分	110	削除フラグ	159	作成更新日
13	世帯識別番号	62	転入元住所都道府県コード	111	削除フラグ	160	業務コード
14	前関連宛名番号	63	転入元住所市区町村コード	112	異動日	161	税目コード
15	後関連宛名番号	64	転入元住所	113	届出日	162	業務名フラグ
16	住民票コード	65	転入元住所方書	114	住民日	163	業務名
17	個人法人区分	66	転入元住所郵便番号	115	住民届出日	164	業務名2
18	カナ氏名	67	転入元住所区分	116	住定日	165	送付先使用フラグ
19	カナ名	68	転出先住所都道府県コード	117	住定届出日	166	納税管理人使用フラグ
20	通称名優先区分	69	転出先住所市区町村コード	118	消除日	167	相続人使用フラグ
21	検索カナ氏名	70	転出先住所	119	消除届出日	168	記事情報使用フラグ
22	ソートカナ氏名	71	転出先住所方書	120	消除事由コード	169	破産管財人使用フラグ
23	カナ通称名	72	転出先住所郵便番号	121	不詳区分	170	口座使用フラグ
24	漢字氏名	73	転出先住所区分	122	死亡日1	171	納組使用フラグ
25	漢字名	74	行政区コード	123	死亡日2	172	国保口座使用フラグ
26	外字フラグ	75	選挙区コード	124	宛名消除日	173	インストールフラグ
27	正字氏名	76	小学校区コード	125	宛名消除事由コード	174	作成更新日
28	漢字通称名	77	中学校区コード	126	処理停止日	175	異動事由コード
29	法人種別コード	78	施設コード	127	処理停止状態区分	176	異動事由
30	法人種別位置区分	79	異動事由コード	128	処理停止理由区分	177	異動事由略称
31	生年月日	80	国籍コード	129	処理停止メッセージ	178	検索カーソル初期位置
32	和暦生年月日	81	備考	130	処理停止期限	179	作成更新日
33	登録生年月日	82	産業分類コード	131	処理停止端末名	180	宛名番号CDフラグ
34	性別	83	催告状発行区分	132	処理停止職員番号	181	世帯番号CDフラグ
35	続柄1	84	業務参照フラグC1	133	外国人登録番号	182	納組コード付番フラグ
36	続柄2	85	業務参照フラグC2	134	在留の資格コード	183	納組口座重複フラグ
37	続柄3	86	業務参照フラグC3	135	在留期間開始日	184	相続人設定フラグ
38	続柄4	87	業務参照フラグC4	136	在留期間終了日	185	宛名番号取得先フラグ
39	住所区分	88	業務参照フラグC5	137	通称名区分	186	法人番号取得先フラグ
40	市外住所コード	89	業務参照フラグC6	138	カスタマバーコード領域	187	法人番号自動付番フラグ
41	現住所町名コード	90	業務参照フラグC7	139	代表者宛名番号	188	法人番号初期値
42	現住所番地コード	91	業務参照フラグC8	140	登録所属コード	189	世帯構成表示区分
43	現住所枝番コード	92	業務参照フラグC9	141	登録所属名	190	削除者表示区分
44	現住所小枝番コード	93	業務参照フラグCA	142	作成更新日	191	口座仮登録使用区分
45	現住所枝番3コード	94	業務参照フラグCB	143	世帯番号	192	世帯識別番号表示区分
46	現住所番地編集区分	95	業務参照フラグCC	144	宛名番号	193	世帯設定可・不可フラグ
47	住所	96	業務参照フラグCD	145	連番	194	住所選択初期表示位置フラグ
48	現住所方書コード	97	業務参照フラグCE	146	漢字氏名	195	住登外異動日設定フラグ
49	方書	98	業務参照フラグCF	147	生年月日	196	作成更新日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

197	番号区分	246	加算人数	295	更新後一方書	344	終了時刻
198	番号	247	加算率	296	更新後一方書コード	345	終了フラグ
199	排他フラグ	248	学校コード	297	更新後一区分外住所コード	346	受給権取得日
200	作成更新日	249	学校名称	298	更新後一住所	347	受給権発生年月
201	ジョブ名	250	寡婦夫控除	299	更新後一住所区分	348	出力コード
202	システム日付	251	寡婦特別控除	300	更新後一小枝番コード	349	取得事由
203	システム時刻	252	カラ月数	301	更新後一町名コード	350	取得届出日
204	所属コード	253	キー値	302	更新後一番地コード	351	取得日
205	職員コード	254	機構受付フラグ	303	更新後一番地編集区分	352	取得理由
206	端末名	255	基礎年金番号	304	更新後一郵便番号	353	障害受付診断書1
207	開始時刻	256	教育扶助	305	厚生年金番号	354	障害受付診断書2
208	終了時刻	257	行番号	306	項番	355	障害受付診断書3
209	処理件数	258	勤労学生控除	307	高齢任意区分	356	障害改定理由
210	表題1	259	継続フラグ	308	コードID	357	障害寡婦所得制限額
211	表題2	260	決定日	309	国内協力者方書	358	障害区分
212	表題3	261	減額率	310	国内協力者氏名	359	障害裁定診断書1
213	終了フラグ	262	現年度	311	国内協力者住所	360	障害裁定診断書2
214	バッチ条件入力	263	控除加算額	312	国内協力者続柄	361	障害裁定診断書3
215	バッチ内共有情報	264	更新後一カナ氏名	313	国内協力者電話番号	362	障害支給停止区分
216	排他フラグ	265	更新後一カナ通称名	314	国内協力者電話番号種別	363	障害者寡婦区分
217	自治体コード	266	更新後一漢字通称名	315	国内協力者郵便番号	364	障害者控除
218	1/4所得基準額	267	更新後一基礎年金番号	316	国民年金番号	365	障害請求事由
219	1/4免除月数	268	更新後一生年月日	317	個人所得制限額	366	障害停止理由
220	1/4免除月数(国1/2)	269	更新前一支番3コード	318	裁定結果	367	障害等級
221	3/4所得基準額	270	更新前一支番コード	319	裁定日	368	証書記号
222	3/4免除月数	271	更新前一方書	320	作成更新日	369	証書交付の有無
223	3/4免除月数(国1/2)	272	更新前一方書コード	321	次回診断書提出年月	370	証書番号
224	3号納付月数	273	更新前一カナ氏名	322	支給開始年月	371	消滅受付日
225	60歳減額率	274	更新前一カナ通称名	323	支給額	372	消滅機構受付フラグ
226	61歳減額率	275	更新前一漢字氏名	324	支給区分	373	消滅送付日
227	62歳減額率	276	更新前一漢字通称名	325	システム時刻	374	職員コード
228	63歳減額率	277	更新前一基礎年金番号	326	システム日付	375	所在地
229	64歳減額率	278	更新前一区分外住所コード	327	施設コード	376	初診日1
230	66歳加算率	279	更新前一住所	328	自治体コード	377	初診日2
231	67歳加算率	280	更新前一住所区分	329	支払区分	378	初診日3
232	68歳加算率	281	更新前一取得日	330	支払区分変更日	379	所属コード
233	69歳加算率	282	更新前一取得理由	331	死亡者宛名番号	380	所得税課税区分
234	70歳加算率	283	更新前一生年月日	332	死亡者基礎年金番号	381	所得年度
235	宛名番号	284	更新前一性別	333	死亡送付日	382	ジョブ名
236	遺族改定理由	285	更新前一喪失日	334	死亡届死亡日	383	処理件数
237	遺族支給停止区分	286	更新前一喪失理由	335	死亡届出者氏名漢字	384	処理コード
238	遺族停止理由	287	更新前一小枝番コード	336	死亡届出者続柄コード	385	処理時刻
239	医療扶助	288	更新前一町名コード	337	死亡届出日	386	処理状態
240	受付日	289	更新前一番地コード	338	死亡日	387	処理日
241	開始時刻	290	更新前一番地編集区分	339	社会保険庁名称	388	処理年
242	改定日	291	更新前一被保険者種別	340	若年特例月数	389	申請日
243	学生特例月数	292	更新前一郵便番号	341	住記異動日	390	申請理由
244	加算額対象者宛名番号1	293	更新後一支番3コード	342	住宅扶助	391	生活扶助
245	加算額対象者宛名番号2	294	更新後一支番コード	343	重要メモフラグ	392	生活保護開始日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

393	生活保護廃止日	442	特別障害者控除	491	扶養親族宛名番号1	540	更新後一取得日
394	請求者宛名番号1	443	特例開始年月	492	扶養親族宛名番号2	541	更新後一取得理由
395	請求者宛名番号2	444	特例終了年月	493	扶養親族宛名番号3	542	更新後一性別
396	請求者宛名番号3	445	届書コード	494	扶養親族職業1	543	更新後一喪失日
397	請求者障害の有無1	446	届出日	495	扶養親族職業2	544	更新後一喪失理由
398	請求者障害の有無2	447	入学年月	496	扶養親族職業3	545	更新後一被保険者種別
399	請求者障害の有無3	448	入力コード	497	扶養親族続柄1	546	住記届出日
400	請求者所得	449	認定日2	498	扶養親族続柄2	547	法免消滅日
401	請求者続柄コード	450	認定日3	499	扶養親族続柄3	548	法免理由
402	請求者母子区分1	451	認定日1	500	振替加算額	549	青色区分
403	請求者母子区分2	452	年金額	501	振替加算の有無	550	宛名番号
404	請求者母子区分3	453	年金コード	502	報告日	551	一時収入
405	請求年齢	454	年金支給額	503	法免受付日	552	一時所得差引金額
406	正式名称	455	年金種別	504	法免該当日	553	一時特別控除額
407	世帯所制限加算額	456	年度	505	法免消滅理由	554	一時必要経費
408	船員保険番号	457	納付書関連	506	他公年計	555	一時所得1の2前
409	前回支払区分	458	納付申出	507	他年金有無	556	一般所得特控限度額
410	前年所得有無	459	配偶者宛名番号	508	他年金の有無	557	一般生保控除額
411	喪失事由	460	配偶者該当日	509	未支給の有無	558	一般生保支払額
412	喪失届出日	461	配偶者控除	510	未納月数	559	異動年月日
413	喪失日	462	排他フラグ	511	名称1	560	医療控除限度額
414	喪失予定日	463	バッチ内共有情報	512	名称2	561	医療費控除
415	喪失理由	464	バッチ条件入力	513	名称3	562	医療費差引負担額
416	送付区分	465	半額免除月数	514	メモ区分	563	内一般外貨建投信
417	送付日	466	半額免除月数(国1/2)	515	メモ内容	564	内寄附金税額控除-申告特例分1
418	卒業年月	467	番号	516	免除受付日	565	内寄附金税額控除-申告特例分2
419	タイムスタンプ時刻	468	番号区分	517	免除開始月	566	内寄附金税額控除-申告特例分3
420	タイムスタンプ日付	469	備考	518	免除該当理由	567	内給与控除一般特定支出加算分
421	代理人氏名漢字	470	備考コード	519	免除裁定結果	568	内均等割一復興加算前1
422	代理人続柄コード	471	被保険者種別	520	免除裁定日	569	内均等割一復興加算前2
423	端末名	472	表示区分	521	免除終了月	570	内均等割一復興加算前3
424	通称名優先区分	473	表示区分2	522	免除状態開始日	571	内均等割一復興分1
425	定額納付月数	474	表示順	523	免除状態区分	572	内均等割一復興分2
426	停止期間開始年月	475	表題1	524	免除状態終了日	573	内均等割一復興分3
427	停止期間終了年月	476	表題2	525	免除月数	574	内証券投資信託
428	定時処理年度	477	表題3	526	免除月数(国1/2)	575	内同居老親
429	停止等日付	478	付加加入届出日	527	郵便局コード	576	内配当控除適用外
430	停止フラグ	479	付加加入日	528	郵便番号	577	運用年度
431	基礎年金番号通知書再交付申請理由	480	付加種別	529	予備	578	営業収入
432	基礎年金番号通知書再交付申請日	481	付加脱退届出日	530	略称1	579	営業等所得
433	電話番号	482	付加脱退日	531	略称2	580	営業必要経費
434	電話番号1	483	付加脱退理由	532	履歴番号	581	公年金65以上加算額1
435	電話番号1種別	484	付加納付月数	533	連番	582	公年金65以上加算額2
436	電話番号2	485	不在該当日	534	連絡欄	583	公年金65以上加算額3
437	電話番号2種別	486	不在判明日	535	老人扶養控除	584	公年金65以上加算額4
438	電話番号3	487	扶養義務者宛名番号	536	老年者控除	585	公年金65以上加算額5
439	電話番号3種別	488	扶養義務者該当日	537	ワークステーションID	586	公年金65以上加算額超
440	登録日	489	扶養義務者続柄コード	538	更新フラグ	587	公年金65以上控除額
441	特定扶養控除	490	扶養控除	539	更新後一漢字氏名	588	公年金65以上定数1



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

589	公年金65以上定数2	638	介護医療所住変換率2	687	株報告書都道府県	736	給与所得定数08
590	公年金65以上定数3	639	介護医療所住変換率3	688	期数	737	給与所得定数09
591	公年金65以上定数4	640	介護医療所住変換率4	689	基礎控除	738	給与所得定数10
592	公年金65以上定数5	641	介護医療所住変換率5	690	寄附金基礎控除市区町村	739	給与所得定数11
593	公年金65以上定数超	642	介護医療所住変換率6	691	寄附金基礎控除都道府県	740	給与所得定数12
594	公年金65以上率1	643	介護医療分控除額	692	寄付金限度率	741	給与所得定数13
595	公年金65以上率2	644	外国税額控除2	693	寄附金控除	742	給与所得定数超
596	公年金65以上率3	645	外国税額控除3	694	寄附金控除合計按分	743	給与所得分子01
597	公年金65以上率4	646	外国税額控除1	695	寄附金控除市区町村按分	744	給与所得分子02
598	公年金65以上率5	647	外国税額控除適用フラグ	696	寄附金控除適用率1	745	給与所得分子03
599	公年金65以上率超	648	開始年度	697	寄附金控除適用率2	746	給与所得分子04
600	公年金65未滿加算額1	649	学生控除限度額	698	寄附金控除適用率3	747	給与所得分子05
601	公年金65未滿加算額2	650	学生控除不労限度額	699	寄附金控除適用率4	748	給与所得分子06
602	公年金65未滿加算額3	651	各翌年仮徴収税額分子	700	寄附金控除適用率5	749	給与所得分子07
603	公年金65未滿加算額4	652	各翌年仮徴収税額分母	701	寄附金控除適用率6	750	給与所得分子08
604	公年金65未滿加算額5	653	課税株式譲渡	702	寄附金控除適用率7	751	給与所得分子09
605	公年金65未滿加算額超	654	課税先物取引	703	寄附金控除都道府県按分	752	給与所得分子10
606	公年金65未滿控除額	655	課税山林所得	704	寄附金控除復興税適用率	753	給与所得分子11
607	公年金65未滿定数1	656	課税上場株式	705	寄付金差引限度額	754	給与所得分子12
608	公年金65未滿定数2	657	課税所得の合計金額	706	寄附金支払額	755	給与所得分子13
609	公年金65未滿定数3	658	課税総所得	707	寄付金税額軽減率	756	給与所得分子超
610	公年金65未滿定数4	659	課税退職所得	708	寄附金税額控除1	757	給与所得分母01
611	公年金65未滿定数5	660	課税超短期	709	寄附金税額控除2	758	給与所得分母02
612	公年金65未滿定数超	661	課税土地事業	710	寄附金税額控除3	759	給与所得分母03
613	公年金65未滿率1	662	課税肉牛売却	711	級地区分	760	給与所得分母04
614	公年金65未滿率2	663	課税標準一予備2	712	給与収入	761	給与所得分母05
615	公年金65未滿率3	664	課税分短一般	713	給与収入範囲01	762	給与所得分母06
616	公年金65未滿率4	665	課税分短軽減	714	給与収入範囲02	763	給与所得分母07
617	公年金65未滿率5	666	課税分長一般	715	給与収入範囲03	764	給与所得分母08
618	公年金65未滿率超	667	課税分長居住	716	給与収入範囲04	765	給与所得分母09
619	夫あり区分	668	課税分長優良	717	給与収入範囲05	766	給与所得分母10
620	外貨建配当県率以下	669	課税分離配当所得	718	給与収入範囲06	767	給与所得分母11
621	外貨建配当県率超	670	寡婦加算控除	719	給与収入範囲07	768	給与所得分母12
622	外貨建配当市率以下	671	寡婦加算控除所得限度額	720	給与収入範囲08	769	給与所得分母13
623	外貨建配当市率超	672	寡婦控除	721	給与収入範囲09	770	給与所得分母超
624	介護医療支払額	673	寡婦控除所得限度額	722	給与収入範囲10	771	給与中間切捨有無01
625	介護医療所住変換加算額1	674	株式譲渡純損失	723	給与収入範囲11	772	給与中間切捨有無02
626	介護医療所住変換加算額2	675	株式等譲渡経費	724	給与収入範囲12	773	給与中間切捨有無03
627	介護医療所住変換加算額3	676	株式等譲渡収入	725	給与収入範囲13	774	給与中間切捨有無04
628	介護医療所住変換加算額4	677	株式等譲渡所得	726	給与収入範囲超	775	給与中間切捨有無05
629	介護医療所住変換加算額5	678	株式等譲渡所得割額控除1	727	給与所得	776	給与中間切捨有無06
630	介護医療所住変換加算額6	679	株式等譲渡所得割額控除2	728	給与所得控除額	777	給与中間切捨有無07
631	介護医療所住変換定数1	680	株式等譲渡所得割額控除3	729	給与所得定数01	778	給与中間切捨有無08
632	介護医療所住変換定数2	681	甲欄給与収入	730	給与所得定数02	779	給与中間切捨有無09
633	介護医療所住変換定数3	682	甲欄給与所得	731	給与所得定数03	780	給与中間切捨有無10
634	介護医療所住変換定数4	683	甲欄給与所得控除額	732	給与所得定数04	781	給与中間切捨有無11
635	介護医療所住変換定数5	684	寡婦非課税限度額	733	給与所得定数05	782	給与中間切捨有無12
636	介護医療所住変換定数6	685	株報告書国	734	給与所得定数06	783	給与中間切捨有無13
637	介護医療所住変換率1	686	株報告書市区町村	735	給与所得定数07	784	給与中間切捨有無超

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

785	共-所得控除-予備3	834	国-生命保険料控除	883	コードID	932	削除フラグ
786	業務固有区分予備11	835	国-生命保険料控除-入力値	884	個人年金支払額	933	雑所得計
787	業務固有区分予備12	836	国-総所得金額等-計算値	885	個人年金分控除額	934	雑損控除
788	業務固有区分予備13	837	国-損害保険料控除	886	個年所住変換加算額1	935	雑損失
789	業務固有区分予備21	838	国-損害保険料控除-入力値	887	個年所住変換加算額2	936	山林経費
790	業務固有区分予備22	839	国-配偶者控除	888	個年所住変換加算額3	937	山林収入
791	業務固有区分予備23	840	国-配偶者控除-入力値	889	個年所住変換加算額4	938	山林所得
792	業務固有区分予備31	841	国-配偶者特別控除	890	個年所住変換加算額5	939	山林所得-収用-特控後
793	業務固有区分予備32	842	国-配偶者特別控除-入力値	891	個年所住変換加算額6	940	山林所得純損失
794	業務固有区分予備33	843	国-配当所得	892	個年所住変換定数1	941	山林所得特控限度額
795	業務固有区分予備81	844	国-復興特別所得税-計算値	893	個年所住変換定数2	942	山林特別控除額
796	業務固有数値予備1	845	国-復興特別所得税-入力値	894	個年所住変換定数3	943	山林特別控除額-収用
797	業務固有数値予備2	846	国-分離配当所得	895	個年所住変換定数4	944	事業所家屋敷課税区分
798	業務固有数値予備3	847	国-寡夫控除	896	個年所住変換定数5	945	市区町村課税標準額1
799	居住開始年月日	848	国-老年者控除	897	個年所住変換定数6	946	市区町村課税標準額2
800	金額予備10	849	国-老年寡夫控除-入力値	898	個年所住変換率1	947	市区町村課税標準額3
801	扶養控除所得金額控除-入力	850	区分予備1	899	個年所住変換率2	948	市区町村課税標準額4
802	給与年金所得金額控除-入力	851	区分予備11	900	個年所住変換率3	949	市区町村課税標準額5
803	年金所得以外の合計所得	852	区分予備12	901	個年所住変換率4	950	市区町村均等割
804	均等割軽減額1	853	区分予備13	902	個年所住変換率5	951	市区町村均等割内復興税
805	均等割軽減額2	854	区分予備2	903	個年所住変換率6	952	市区町村区分
806	均等割軽減額3	855	区分予備21	904	個基-更新年月日	953	市区町村税率1
807	均等割減免額1	856	区分予備22	905	個基-個人基本種別	954	市区町村税率2
808	均等割非課税加算額	857	区分予備23	906	個基-個人基本廃止理由	955	市区町村税率3
809	均等割非課税限度額	858	区分予備3	907	個基-申告書発送区分	956	市区町村税率4
810	均等割額1	859	区分予備31	908	個基-生年月日	957	市区町村税率5
811	均等割額2	860	区分予備32	909	個基-年次関連者区分コード	958	市区町村調整控除最低額
812	均等割額3	861	区分予備33	910	個基-前年12月31日年齢	959	市区町村調整控除率
813	均等割減免額2	862	計算項目フラグ	911	個基-夫婦関連者宛名番号	960	市区町村速宜控除1
814	均等割充当額1	863	累-条例寄附金支払額-入	912	個基-夫婦関連者区分コード	961	市区町村速宜控除2
815	均等割充当額2	864	減免前均等割1	913	個基-夫婦関連者種別コード	962	市区町村速宜控除3
816	均等割充当額3	865	減免前均等割2	914	個基-夫婦関連者状態区分	963	市区町村速宜控除4
817	勤労学生区分	866	減免前均等割3	915	個基-扶養関連者宛名番号	964	市区町村速宜控除5
818	勤労学生控除	867	減免前所得割1	916	個基-扶養関連者区分コード	965	市-条例寄附金支払額-入
819	繰損控除-予備2	868	減免前所得割2	917	個基-扶養関連者種別コード	966	地震保険支払額
820	国-内一般外貨建投信	869	減免前所得割3	918	個基-扶養関連者状態区分	967	地震保険料控除
821	国-内証券投資信託	870	減免理由コード	919	個基-本年1月1日年齢	968	地震保険料控除額
822	国-内配当所得適用外	871	公共寄附金支払額-入	920	個基-予備	969	地震保険料控除変換率
823	国-基準所得税額-計算値	872	合計所得金額	921	個基-年次関連者宛名番号	970	自治体コード
824	国-基準所得税額-入力値	873	控除判定合計所得	922	個基-年次関連者種別コード	971	自治体識別コード
825	国-寄付金控除	874	控除不足額1	923	個基-年次関連者状態区分	972	社会保険料控除
826	国-寄付金控除-入力値	875	控除不足額2	924	先物取引-零貯金控除適用率	973	住宅借入金等特別控除可能額
827	国-寄附金支払額	876	控除不足額3	925	先物取引-国	974	住宅借入金等特別控除額1
828	国-勤労学生控除	877	更新時間	926	先物取引-経費	975	住宅借入金等特別控除額2
829	国-勤労学生控除-入力値	878	更新年月日	927	先物取引-市区町村	976	住宅借入金等特別控除額3
830	国-障害者控除	879	更正事由	928	先物取引-収入	977	住宅借入金等特別控除額-入
831	国-所得税及び復興税-計算値	880	公的年金最低限度額	929	先物取引-純損失	978	住宅取得控除限度額
832	国-所得税及び復興税-入力値	881	公的年金収入	930	先物取引-所得	979	住宅取得控除限度額2
833	国-震災寄附金支払額	882	公的年金所得	931	先物取引-都道府県	980	住宅取得控除限度率



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

981	住宅取得控除限度率2	1030	所得税率4	1079	新生命所住変換加算額3	1128	専従者給与所得控除額
982	住宅耐震改修控除限度額	1031	所得税率5	1080	新生命所住変換加算額4	1129	専従者控除額
983	住宅特定取得区分	1032	所得税率6	1081	新生命所住変換加算額5	1130	専従その他
984	住宅特定取得判定有無	1033	所得税率7	1082	新生命所住変換加算額6	1131	専従配偶有無
985	住宅耐震改修控除率	1034	雑所得計-入力値	1083	新生命所住変換定数1	1132	総合譲渡特控限度額
986	充当後税額1	1035	所得割額1	1084	新生命所住変換定数2	1133	総合短期譲渡差引金額
987	充当後税額2	1036	所得割額2	1085	新生命所住変換定数3	1134	総合短期譲渡収入
988	充当後税額3	1037	所得割額3	1086	新生命所住変換定数4	1135	総合短期譲渡所得
989	充当可能額1	1038	所得割減免額1	1087	新生命所住変換定数5	1136	総合短期譲渡特別控除額
990	充当可能額2	1039	所得割減免額2	1088	新生命所住変換定数6	1137	総合短期譲渡必要経費
991	充当可能額3	1040	所得割減免額3	1089	新生命所住変換率1	1138	総合長期譲渡差引金額
992	収納過誤の事由	1041	所得割充当額1	1090	新生命所住変換率2	1139	総合長期譲渡所得1の2前
993	終了年度	1042	所得割充当額2	1091	新生命所住変換率3	1140	総合長期譲渡特別控除額
994	障害者控除	1043	所得割充当額3	1092	新生命所住変換率4	1141	総合長期譲渡必要経費
995	障害者控除特別	1044	所得割調整加算額	1093	新生命所住変換率5	1142	総合猟奇譲渡収入
996	障害者控除普通	1045	所得割調整基準額	1094	新生命所住変換率6	1143	総所得金額
997	障害者非課税限度額	1046	所得割調整フラグ	1095	新生命保険控除額	1144	総所得金額-繰損後
998	小規模企業共済等掛金控除	1047	所得割非課税措置サイン	1096	過々年変動所得	1145	総所得金額等
999	上場株一者附金控除適用率	1048	白専その他控除額	1097	過年変動所得	1146	総所得純損失
1000	上場株式国	1049	白専配偶者控除額	1098	生活扶助区分	1147	繰返譲渡所得-収入-特控後
1001	上場株式市区町村	1050	新一般生保支払額	1099	税源移譲経過措置フラグ	1148	繰返譲渡特別控除額-収入
1002	上場株式都道府県	1051	新一般生保控除額	1100	税源移譲減額1	1149	相当年度
1003	譲渡割合合計按分	1052	人口区分	1101	税源移譲減額2	1150	相当年度
1004	譲渡割合市区町村按分	1053	申告特例寄附金課税所得上取極	1102	税源移譲減額3	1151	送付通知書区分
1005	譲渡割合税率	1054	申告特例寄附金区分	1103	正式名称	1152	送付通知書番号
1006	譲渡割合都道府県按分	1055	申告特例寄附金支払額	1104	税控入力-予備1	1153	送付発送フラグ
1007	所属コード	1056	新個人年金支払額	1105	税控入力-予備2	1154	繰返譲渡所得-収入-特控後
1008	所得控除計	1057	新個人年金分控除額	1106	生命所住変換加算額1	1155	繰返譲渡特別控除額-収入
1009	ひとり親控除	1058	新個年所住変換加算額1	1107	生命所住変換加算額2	1156	その他給与収入
1010	所得控除-予備3	1059	新個年所住変換加算額2	1108	生命所住変換加算額3	1157	その他雑収入
1011	所得控除-予備4	1060	新個年所住変換加算額3	1109	生命所住変換加算額4	1158	その他雑所得
1012	所得税課税標準額1	1061	新個年所住変換加算額4	1110	生命所住変換加算額5	1159	その他雑必要経費
1013	所得税課税標準額2	1062	新個年所住変換加算額5	1111	生命所住変換加算額6	1160	その他事業経費
1014	所得税課税標準額3	1063	新個年所住変換加算額6	1112	生命所住変換定数1	1161	その他事業収入
1015	所得税課税標準額4	1064	新個年所住変換定数1	1113	生命所住変換定数2	1162	その他事業所得
1016	所得税課税標準額5	1065	新個年所住変換定数2	1114	生命所住変換定数3	1163	その他障害
1017	所得税課税標準額6	1066	新個年所住変換定数3	1115	生命所住変換定数4	1164	その他年金収入
1018	所得税課税標準額7	1067	新個年所住変換定数4	1116	生命所住変換定数5	1165	その他年金所得
1019	所得税限界税率基準率	1068	新個年所住変換定数5	1117	生命所住変換定数6	1166	その他年金所得控除額
1020	所得税速算控除1	1069	新個年所住変換定数6	1118	生命所住変換率1	1167	その他配当利率以下
1021	所得税速算控除2	1070	新個年所住変換率1	1119	生命所住変換率2	1168	その他配当利率超
1022	所得税速算控除3	1071	新個年所住変換率2	1120	生命所住変換率3	1169	その他配当市率以下
1023	所得税速算控除4	1072	新個年所住変換率3	1121	生命所住変換率4	1170	その他配当市率超
1024	所得税速算控除5	1073	新個年所住変換率4	1122	生命所住変換率5	1171	その他扶養
1025	所得税速算控除6	1074	新個年所住変換率5	1123	生命所住変換率6	1172	損害保険料控除
1026	所得税速算控除7	1075	新個年所住変換率6	1124	生命保険控除額	1173	損害保険料控除額
1027	所得税率1	1076	震災関連寄附金限度額	1125	生命保険料控除	1174	損保短期控除額
1028	所得税率2	1077	新生命所住変換加算額1	1126	専従者給与収入	1175	損保短期変換加算額1
1029	所得税率3	1078	新生命所住変換加算額2	1127	専従者給与所得	1176	損保短期変換加算額2

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

1177	損保短期変換加算額3	1226	定率控除前所得割額2	1275	所一介護率1	1324	所一新生命加算数1
1178	損保短期変換加算額4	1227	定率控除前所得割額3	1276	所一介護率2	1325	所一新生命加算数2
1179	損保短期変換定数1	1228	同居特障控配フラグ	1277	所一介護率3	1326	所一新生命加算数3
1180	損保短期変換定数2	1229	同居特別障害	1278	所一介護率4	1327	所一新生命加算数4
1181	損保短期変換定数3	1230	特居損適用限度額	1279	所一介護率5	1328	所一新生命加算数5
1182	損保短期変換定数4	1231	特徴年金収入	1280	所一寡婦加算控除	1329	所一新生命定数1
1183	損保短期変換率1	1232	特徴年金所得	1281	所一寡夫控除	1330	所一新生命定数2
1184	損保短期変換率2	1233	特徴年金所得控除額	1282	所一寡婦控除	1331	所一新生命定数3
1185	損保短期変換率3	1234	特定居住損区分	1283	所一基礎控除	1332	所一新生命定数4
1186	損保短期変換率4	1235	特定居住用繰越純損失	1284	所一寄付金限度率	1333	所一新生命定数5
1187	損保長期控除額	1236	特定居住用損失ー通算	1285	所一寄付金差引限度額	1334	所一新生命保険控除額
1188	損保長期変換加算額1	1237	特定口座株式経費	1286	所一勤労学生控除	1335	所一新生命率1
1189	損保長期変換加算額2	1238	特定口座株式収入	1287	所一個人年金分控除額	1336	所一新生命率2
1190	損保長期変換加算額3	1239	特定口座株式所得	1288	所一周年加算数1	1337	所一新生命率3
1191	損保長期変換加算額4	1240	特定支出基準限度額	1289	所一周年加算数2	1338	所一新生命率4
1192	損保長期変換定数1	1241	特定支出基準判定率	1290	所一周年加算数3	1339	所一新生命率5
1193	損保長期変換定数2	1242	特定支出控除額	1291	所一周年加算数4	1340	所一生命加算数1
1194	損保長期変換定数3	1243	特定上場株式経費	1292	所一周年加算数5	1341	所一生命加算数2
1195	損保長期変換定数4	1244	特定上場株式収入	1293	所一周年定数1	1342	所一生命加算数3
1196	損保長期変換率1	1245	特定上場株式純損失	1294	所一周年定数2	1343	所一生命加算数4
1197	損保長期変換率2	1246	特定上場株式所得	1295	所一周年定数3	1344	所一生命加算数5
1198	損保長期変換率3	1247	特定扶養	1296	所一周年定数4	1345	所一生命定数1
1199	損保長期変換率4	1248	特別減税開始月	1297	所一周年定数5	1346	所一生命定数2
1200	退職収入	1249	特別減税額配偶	1298	所一周年率1	1347	所一生命定数3
1201	退職所得	1250	特別減税額扶養	1299	所一周年率2	1348	所一生命定数4
1202	退職所得控除額	1251	特別減税額本人	1300	所一周年率3	1349	所一生命定数5
1203	短期損保支払額	1252	特別減税限度額	1301	所一周年率4	1350	所一生命保険控除額
1204	長期損保支払額	1253	特別減税率	1302	所一周年率5	1351	所一生命率1
1205	徴収区分	1254	特別控除後ー予備1	1303	所一地震保険料控除額	1352	所一生命率2
1206	調整額1	1255	特別控除後ー予備2	1304	所一住宅取得控除額	1353	所一生命率3
1207	調整額2	1256	特別控除額ー予備1	1305	所一障害者控除特別	1354	所一生命率4
1208	調整額3	1257	特別控除額ー予備2	1306	所一障害者控除普通	1355	所一生命率5
1209	調整控除額1	1258	特別障害	1307	所一新一般生保控除額	1356	所一その他配当率以下
1210	調整控除額2	1259	所一青色特控除額	1308	所一新個人年金分控除額	1357	所一その他配当率超
1211	調整控除額3	1260	所一青色特別控除額	1309	所一新個年加算数1	1358	所一損害保険料控除額
1212	調整控除適用限度額	1261	所一一般生保控除額	1310	所一新個年加算数2	1359	所一損保短期加算額1
1213	超短期事業	1262	所一外貨建配当率以下	1311	所一新個年加算数3	1360	所一損保短期加算額2
1214	超短期事業経費	1263	所一外貨建配当率超	1312	所一新個年加算数4	1361	所一損保短期加算額3
1215	超短期純損失	1264	所一介護医療分控除額	1313	所一新個年加算数5	1362	所一損保短期加算額4
1216	超短期土地等事業収入	1265	所一介護加算数1	1314	所一新個年定数1	1363	所一損保短期定数1
1217	超短土地国	1266	所一介護加算数2	1315	所一新個年定数2	1364	所一損保短期定数2
1218	超短土地市区町村	1267	所一介護加算数3	1316	所一新個年定数3	1365	所一損保短期定数3
1219	超短土地都道府県	1268	所一介護加算数4	1317	所一新個年定数4	1366	所一損保短期定数4
1220	超短土地比較率	1269	所一介護加算数5	1318	所一新個年定数5	1367	所一損保短期率1
1221	通知年月日	1270	所一介護定数1	1319	所一新個年率1	1368	所一損保短期率2
1222	定率控除額1	1271	所一介護定数2	1320	所一新個年率2	1369	所一損保短期率3
1223	定率控除額2	1272	所一介護定数3	1321	所一新個年率3	1370	所一損保短期率4
1224	定率控除額3	1273	所一介護定数4	1322	所一新個年率4	1371	所一損保長期加算額1
1225	定率控除前所得割額1	1274	所一介護定数5	1323	所一新個年率5	1372	所一損保長期加算額2

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

1373	所- 損保長期加算額3	1422	所- 配特控有控除額2	1471	配偶者合計所得	1520	配特控有控除額7
1374	所- 損保長期加算額4	1423	所- 配特控有控除額3	1472	配偶者控除	1521	配特控有控除額8
1375	所- 損保長期定数1	1424	所- 配特控有控除額4	1473	配偶者控除一般	1522	配特控有控除額9
1376	所- 損保長期定数2	1425	所- 配特控有控除額5	1474	配偶者控除老人	1523	配特控無控除額1
1377	所- 損保長期定数3	1426	所- 配特控有控除額6	1475	配偶者特別控除	1524	配特控無控除額2
1378	所- 損保長期定数4	1427	所- 配特控有控除額7	1476	配偶者特別控除額	1525	配特控無控除額3
1379	所- 損保長期率1	1428	所- 配特控有控除額8	1477	配偶者特別控除所得額	1526	配特控無控除額4
1380	所- 損保長期率2	1429	所- 配特控有控除額9	1478	配偶者扶養所得限度額	1527	配特控無控除額5
1381	所- 損保長期率3	1430	所- 扶養控除一般	1479	排他フラグ	1528	配特控無控除額6
1382	所- 損保長期率4	1431	所- 扶養控除同居老	1480	配当控除1	1529	配特控無控除額7
1383	所- 損保短期控除額	1432	所- 扶養控除同特	1481	配当控除2	1530	配特控無控除額8
1384	所- 損保長期控除額	1433	所- 扶養控除同特加算	1482	配当控除3	1531	配特控無控除額9
1385	所- 電子申告特別控除	1434	所- 扶養控除特定	1483	配当控除境界値	1532	控配気分
1386	所- 特別減税限度額	1435	所- 扶養控除特定同特	1484	配当控除県控除率以下	1533	非課税コード
1387	所- 特別減税率	1436	所- 扶養控除年少	1485	配当控除県控除率超	1534	非課税- 他所得
1388	所- 配偶者所得額	1437	所- 扶養控除老人	1486	配当控除市控除率以下	1535	非居住者特例所得
1389	所- 配偶者特別控除額	1438	所- 老年者控除	1487	配当控除市控除率超	1536	被災者均等割軽減額
1390	所- 配偶者控除一般	1439	土地- 寄附金控除適用率	1488	配当収入	1537	賦課- 更新年月日
1391	所- 配偶者控除老人	1440	土地事業純損失	1489	配当所得	1538	賦課- 相当年度
1392	所- 配当控除率以下	1441	土地等国	1490	配当負債利子	1539	普徴締めフラグ
1393	所- 配当控除率超	1442	土地等較率	1491	配当割合計按分	1540	不整合フラグ
1394	所- 配特範囲控無定数1	1443	土地等事業	1492	配当割控除1	1541	復興特別所得税率
1395	所- 配特範囲控無定数2	1444	土地等事業経営	1493	配当割控除2	1542	不動産収入
1396	所- 配特範囲控無定数3	1445	土地等事業雑収入	1494	配当割控除3	1543	不動産所得
1397	所- 配特範囲控無定数4	1446	土地等市区町村	1495	配当割税率	1544	不動産必要経費
1398	所- 配特範囲控無定数5	1447	土地等特別控除限度額	1496	配特範囲控無定数1	1545	扶養関連者解除フラグ
1399	所- 配特範囲控無定数6	1448	土地等都道府県	1497	配特範囲控無定数2	1546	扶養控除
1400	所- 配特範囲控無定数7	1449	都道府県課税標準額1	1498	配特範囲控無定数3	1547	扶養控除一般
1401	所- 配特範囲控無定数8	1450	都道府県課税標準額2	1499	配特範囲控無定数4	1548	扶養控除同居老
1402	所- 配特範囲控無定数9	1451	都道府県均等割内復興税	1500	配特範囲控無定数5	1549	扶養控除同特
1403	所- 配特範囲控有定数1	1452	都道府県金等割	1501	配特範囲控無定数6	1550	扶養控除同特加算
1404	所- 配特範囲控有定数2	1453	都道府県区分	1502	配特範囲控無定数7	1551	扶養控除特定
1405	所- 配特範囲控有定数3	1454	都道府県税率2	1503	配特範囲控無定数8	1552	扶養控除特定同特
1406	所- 配特範囲控有定数4	1455	都道府県調整控除最低額	1504	配特範囲控無定数9	1553	扶養控除年少
1407	所- 配特範囲控有定数5	1456	都道府県調整控除率	1505	配特範囲控有定数1	1554	扶養控除老人
1408	所- 配特範囲控有定数6	1457	内部コード	1506	配特範囲控有定数2	1555	扶養主均等割軽減額
1409	所- 配特範囲控有定数7	1458	肉売価額国	1507	配特範囲控有定数3	1556	フラグ予備10
1410	所- 配特範囲控有定数8	1459	肉売価額市区町村	1508	配特範囲控有定数4	1557	フラグ予備6
1411	所- 配特範囲控有定数9	1460	肉売価額都道府県	1509	配特範囲控有定数5	1558	フラグ予備7
1412	所- 配特控無控除額1	1461	年金締めフラグ	1510	配特範囲控有定数6	1559	ひと親区分
1413	所- 配特控無控除額2	1462	年金所得控除額	1511	配特範囲控有定数7	1560	所得金額調整控除区分
1414	所- 配特控無控除額3	1463	年金特徴中止締め日	1512	配特範囲控有定数8	1561	分短一般市区町村
1415	所- 配特控無控除額4	1464	年少扶養	1513	配特範囲控有定数9	1562	分短一般純損失
1416	所- 配特控無控除額5	1465	年税額1	1514	配特控有控除額1	1563	分短一般所得- 特控後
1417	所- 配特控無控除額6	1466	年税額2	1515	配特控有控除額2	1564	分短一般特別控除額
1418	所- 配特控無控除額7	1467	年税額3	1516	配特控有控除額3	1565	分短一般特前
1419	所- 配特控無控除額8	1468	農業収入	1517	配特控有控除額4	1566	分短一般都道府県
1420	所- 配特控無控除額9	1469	農業所得	1518	配特控有控除額5	1567	分短一般比較率
1421	所- 配特控有控除額1	1470	農業必要経費	1519	配特控有控除額6	1568	分短軽減市区町村



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

1569	分短軽減純損失	1618	分離肉牛売却経費	1667	予備1	1716	都道府県税率5
1570	分短軽減所得-特控後	1619	分離肉牛売却所得	1668	予備2	1717	都道府県速算控除1
1571	分短軽減特別控除額	1620	分離配当から引く繰越損失	1669	利子収入	1718	都道府県速算控除2
1572	分短軽減特前	1621	分離配当国以下	1670	利子所得	1719	都道府県速算控除3
1573	分短軽減都道府県	1622	分離配当国超	1671	率予備10	1720	都道府県速算控除5
1574	分長一般市区町村以下	1623	分離配当市区町村以下	1672	率予備5	1721	配当割市区町村按分
1575	分長一般市区町村加算	1624	分離配当市区町村超	1673	率予備6	1722	配当割都道府県按分
1576	分長一般市区町村加算2	1625	分離配当収入	1674	率予備7	1723	分長一般境界値
1577	分長一般市区町村超	1626	分離配当所得	1675	率予備8	1724	分長一般境界値2
1578	分長一般市区町村超2	1627	分離配当所得境界値	1676	率予備9	1725	分長一般国以下
1579	分長一般純損失	1628	分離配当都道府県以下	1677	略称1	1726	分長一般国加算
1580	分長一般所得-特控後	1629	分離配当都道府県超	1678	略称2	1727	分長一般国加算2
1581	分長一般特別控除額	1630	平均課税対象額	1679	略称3	1728	分長一般国超
1582	分長一般特前	1631	平均課税調整所得	1680	利用業務コード	1729	分長一般国超2
1583	分長居住純損失	1632	平均課税適用フラグ	1681	履歴フラグ	1730	分長軽減境界値
1584	分長居住所得-特控後	1633	平均課税特別所得	1682	臨時経費	1731	分長特定境界値
1585	分長居住特別控除額	1634	平均変動臨時以下率	1683	臨時収入	1732	分長特定国
1586	分長居住特前	1635	平均変動臨時以上率	1684	臨時所得	1733	分長特定国以下
1587	分長軽減国加算	1636	変動経費	1685	連番	1734	分長特定国加算
1588	分長軽減市区町村以下	1637	変動収入	1686	老人扶養	1735	分長特定国超
1589	分長軽減市区町村加算	1638	変動所得	1687	老年者区分	1736	分長軽減国以下
1590	分長軽減市区町村超	1639	他寄附金支払額-入	1688	老年者控除	1737	分長軽減国超
1591	分長特定市区町村	1640	本人障害区分	1689	老年者控除限度額	1738	分短軽減国
1592	分長特定市区町村以下	1641	本人専従区分	1690	老年非課税限度額	1739	分短一般国
1593	分長特定市区町村加算	1642	未公開株-寄附金控除適用率	1691	均等割区分	1740	分長一般都道府県以下
1594	分長特定市区町村超	1643	未成年者区分	1692	均等割減免額3	1741	分長一般都道府県加算
1595	分長優良純損失	1644	未成年非課税限度額	1693	国-A16所得控除計-入力値	1742	分長一般都道府県加算2
1596	分長優良所得-特控後	1645	無収入	1694	国-課税所得の合計金額	1743	分長一般都道府県超
1597	分長優良特別控除額	1646	免税経費	1695	国-基礎控除	1744	分長一般都道府県超2
1598	分長優良特前	1647	免税収入	1696	国-地震保険料控除	1745	分長特定都道府県
1599	分離譲渡-予備3	1648	免税所得	1697	国-地震保険料控除-入力値	1746	分長特定都道府県以下
1600	分離短期一般譲渡経費	1649	元老非該当所得割経費額1	1698	国-所得控除計	1747	分長特定都道府県加算
1601	分離短期一般譲渡収入	1650	元老非該当所得割経費額2	1699	国-所得控除計-入力値	1748	分長特定都道府県超
1602	分離短期一般譲渡経費-入力値	1651	元老非該当所得割経費額3	1700	国-ひとり親控除-入力値	1749	分長軽減都道府県以下
1603	分離短期一般譲渡経費-入力値	1652	元老非該当フラグ	1701	国-所得控除-予備2	1750	分長軽減都道府県加算
1604	分離短期軽減譲渡経費	1653	寡夫控除	1702	国-ひとり親控除-計算値	1751	分長軽減都道府県超
1605	分離短期軽減譲渡収入	1654	寡夫控除所得限度額	1703	国-寡夫寄附金控除-入力値	1752	年金以外合計所得範囲1
1606	分離短期軽減譲渡経費-入力値	1655	寡夫非課税限度額	1704	国-扶養控除	1753	年金以外合計所得範囲2
1607	分離長期一般譲渡経費	1656	寡夫区分	1705	国-扶養控除-入力値	1754	年金以外合計所得範囲超
1608	分離長期一般譲渡収入	1657	寡夫控除	1706	所-特別減税額配偶	1755	公年金65才以上定数減1
1609	分離長期一般譲渡経費-入力値	1658	有価証券国	1707	所-特別減税額扶養	1756	公年金65才以上定数減2
1610	分離長期一般譲渡経費-入力値	1659	有価証券市区町村	1708	所-特別減税額本人	1757	公年金65才以上定数減超
1611	分離長期居住譲渡経費	1660	有価証券都道府県	1709	都道府県課税標準額3	1758	公年金65才未満足数減1
1612	分離長期居住譲渡収入	1661	優先資料種別	1710	都道府県課税標準額4	1759	公年金65才未満足数減2
1613	分離長期居住譲渡経費-入力値	1662	優先資料番号	1711	都道府県市区町村課税標準額5	1760	公年金65才未満足数減超
1614	分離長期居住譲渡経費-入力値	1663	翌年仮徴収算出なしフラグ	1712	都道府県市区町村税率4	1761	扶障所得調整控除収入下限
1615	分離長期優良譲渡経費	1664	翌年仮徴収額計分子	1713	都道府県市区町村速算控除4	1762	扶障所得調整控除収入上限
1616	分離長期優良譲渡収入	1665	翌年仮徴収額計分母	1714	都道府県税率1	1763	扶障所得調整控除適用率
1617	分離肉牛売却価額	1666	余白	1715	都道府県税率3	1764	給年所得調整控除上限額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図参照

1765	給年所得調整控除控除額
1766	基礎控除範囲1
1767	基礎控除範囲2
1768	基礎控除範囲3
1769	基礎控除調整控除適用限度
1770	所一基礎控除1
1771	所一基礎控除2
1772	所一基礎控除3
1773	基礎控除1
1774	基礎控除2
1775	基礎控除3
1776	基礎人的控除差額
1777	所得割調整基準加算額
1778	均等割非課税基準加算額
1779	所一ひとり親控除
1780	ひとり親控除
1781	寡婦控除人的控除差
1782	ひとり親控除人的控除差1
1783	ひとり親控除人的控除差2
1784	ひとり親控除非課税限度額
1785	ひとり親控除所得限度額

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金情報ファイルの更新の際は、入力を行った者以外が必ず確認を行う。</li> <li>1. 本人等から入手の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において、届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式となっている。</li> <li>・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。</li> </ul> </li> <li>2. 本市他部署、官公署及び他団体等からの入手の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構からの情報の入手する場合、予め対象者の必要情報に限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置による情報の入手する場合、個人番号・年金番号及び基本4情報を組み合わせた厳格な検索方法及び、予め定められた情報のみの照会に限定されるため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することは無い。</li> </ul> </li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;不適切な方法で入手が行われるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請等の際、特定個人情報を国民年金に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。</li> <li>・申請書等に、利用目的を明記する。</li> </ul> <p>&lt;入手した特定個人情報が不正確であるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において、対面で個人番号カードの提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>・個人番号カードがない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーテーションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないようにしている。</li> <li>・スクリーンセ이버等を利用して、長時間個にわたり個人情報を端末の画面に表示させないようにしている。</li> <li>・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。</li> <li>・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。</li> </ul>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金受付システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・国民年金受付システムについて、担当する業務に応じた操作権限を決定し、アクセス権限の管理を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-left: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-left: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 行っている      2) 行っていない         </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金受付システムを使用する職員を特定し、市民課長が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置の閲覧においては、日本年金機構が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。施錠ができる場所に保管している機器でのみ確認できるワンタイムパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。</li> <li>・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を有していた職員について異動があった際は、当該IDを失効させている。</li> <li>・パスワードは定期的な変更を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-left: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;従業者が事務外で使用するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、業務外利用の禁止等について徹底する。</li> <li>・国民年金受付システムへのログイン記録、個人を特定する検索、特定後の操作ログの記録を行う。操作ログは7年間保管している。また、記録は月1回以上所属長が点検を行い、届出等と操作ログを比較し、不正なアクセスがないことを確認する。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可しており、データの書き出しは特定の端末で実施する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する</li> <li>・特定個人情報の第三者への開示又は提供を禁止する</li> <li>・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために、特定個人情報を適切に管理する</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合は速やかに報告する</li> <li>・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する</li> <li>・特定個人情報を取り扱う事業者名簿を事前に提出する</li> <li>・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる</li> <li>・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査する</li> <li>・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする</li> <li>・特定個人情報の目的外利用を禁止する</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<p>&lt;委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託データセンター内を除き委託先に特定個人情報を保管させない。</li> <li>・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> </ul> <p>特に、委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。</li> <li>・委託データセンターにおいて、特定個人情報の閲覧等は禁止し、閲覧機能を有する端末機器等は設置しない。</li> </ul> <p>&lt;委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク&gt;</p> <p>委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容の理解度チェックを行っている。	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ、特定の端末で書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;不適切な方法で提供・移転が行われるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。</li> <li>・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。</li> <li>・フラッシュメモリを含む電子記録媒体を用いて特定個人情報の提供・移転を行う場合は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。</li> </ul> <p>&lt;誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び番号法に基づく本市条例規則上認められる提供・移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。</li> <li>・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。</li> <li>・フラッシュメモリを含む電子記録媒体を用いて特定個人情報の提供・移転を行う場合は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。</li> </ul>		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ O ] 接続しない(入手)    [ O ] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録媒体・紙媒体の保管場所は施錠管理している。</li> <li>・委託データセンターは入館及びサーバ室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</li> <li>・サーバラックは施錠管理している。</li> <li>・記憶媒体の保管場所について施錠管理している。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。</li> <li>・火災対策として、データセンターは消火設備を完備している。</li> <li>・地震対策として、データセンターは免震建物となっている。</li> <li>・データセンター内は、監視カメラにより24時間監視されている。</li> <li>・定期的にバックアップを行う。</li> <li>・電子情報については消去を行わないため定められてないが、紙媒体については保存期限を過ぎた異動届等を外部業者が職員の前でシュレッダーを使用して廃棄している。</li> <li>・リース終了や故障等でシステムのサーバ等を返却や廃棄する際は、データ消去ソフトを利用してハードディスクのデータ消去を行っている。</li> <li>・データ消去の記録を文書として保管している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		
-		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
②請求方法	様式指定による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民局市民課 電話 076-220-2242
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IV開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年1月23日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	追記	国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 塚本 智靖	市民課長 西川 和昭	事後	重要な変更項目でないため
平成28年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅駐車場管理システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、就園奨励システム	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 具体的な管理方法	追記	端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
平成30年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 西川 和昭	市民課長 吉田 圭史	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 吉田 圭史	市民課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	追記	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)  4. 年金生活者支援給付金関係 年金生活者支援給付金に関する請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。 日本年金機構からの求めに応じ、年金生活者支援給付金受給資格候補者の所得情報等を報告する。	事前	令和元年10月1日より年金生活者支援給付金の支給に関する法律が施行されるため

令和1年10月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	番号法第9条第1項 別表第一の31の項及び 95の項	事前	令和元年10月1日より年金 生活者支援給付金の支給に 関する法律が施行されるため
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 2. 免除関係	・国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付 特例申請を受付し、必要な世帯及び住民税情 報を添付して日本年金機構に報告する。 ・国民年金保険料の法定免除該当・消滅届を 受付し、必要な生活保護情報を添付して日本 年金機構に報告する。 ・国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審 査に必要な世帯及び住民税情報を日本年金 機構に報告する。	・国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付 特例申請を受付し、必要な世帯及び住民税情 報を添付して日本年金機構に報告する。 ・国民年金保険料の法定免除該当・消滅届を 受付し、必要な生活保護情報を添付して日本 年金機構に報告する。 ・国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審 査に必要な世帯及び住民税情報を日本年金 機構に報告する。 ・国民年金保険料の産前産後免除該当届を受 付し、必要な出産の日の等の情報を日本年金 機構に報告する。	事後	重要な変更項目でないため
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	追記	4. 年金生活者支援給付金事務 ・年金生活者支援給付金に関する請求等の受 付を行い、日本年金機構に報告する。 ・年金生活者支援給付金の支給に必要な世帯 及び住民税情報を日本年金機構に報告する。	事前	令和元年10月1日より年金 生活者支援給付金の支給に 関する法律が施行されるため
令和1年10月1日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目	追記	442 産前産後届出日、443 産前産後該当 日、 444 妊娠区分、445 産前産後開始月、446 産前産後終了月、447 産前産後裁定結果、 448 産前産後裁定日、449 産前産後更新フ ラグ	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用す るシステム システム2 ①システムの名称	ねんきんネット	ねんきんネット可搬型窓口装置	事後	重要な変更項目でないため

令和2年6月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	日本年金機構が運用する、すべての年金加入者や受給者が自身の年金記録を確認するためのシステム。 日本年金機構とインターネット回線で通信し、メニューの一つである「職員業務」を使って国民年金被保険者の資格取得・喪失、納付情報等を閲覧し確認する。照会用端末だけが市の所有となる。	日本年金機構が運用する、すべての年金加入者や受給者が自身の年金記録を確認するためのシステム。 日本年金機構とモバイルルーターを使用して通信し、国民年金被保険者の資格取得・喪失、納付情報等を閲覧し確認する。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスクに対する措置の内容	2. 本市他部署、官公署及び他団体等からの入手の場合  ・ねんきんネットによる情報の入手する場合、個人番号・年金番号及び基本4情報を組み合わせた厳格な検索方法及び、予め定められた情報のみの照会に限定されるため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することは無い。	2. 本市他部署、官公署及び他団体等からの入手の場合  ・ねんきんネット可搬型装置による情報の入手する場合、個人番号・年金番号及び基本4情報を組み合わせた厳格な検索方法及び、予め定められた情報のみの照会に限定されるため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することは無い。	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月29日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・ねんきんネットの閲覧においては、職員のみが把握しているパスワード及び施錠ができる場所に保管している機器でのみ確認できるワンタイムパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。	・ねんきんネット可搬型窓口装置の閲覧においては、日本年金機構が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。施錠ができる場所に保管している機器でのみ確認できるワンタイムパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月29日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保護・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保護・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	追記	帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。	事後	重要な変更項目でないため

令和2年6月29日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保護・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	追記	システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行った。	事後	重要な変更項目でないため
令和3年2月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	追記	税務システム、介護保険システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年2月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、就園奨励システム	戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、就園奨励システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署 ( 市民税課、医療保険課、生活支援課 )	評価実施機関内の他部署 ( 市民税課、生活支援課 )	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にあたらぬ
令和3年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	国民年金システムの運用支援・改修委託	国民年金受付システムサービス提供業務	事後	重要な変更項目でないため



令和3年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	障害対応又は制度改正の際にプログラム等を変更するものである。	国民年金受付システムの開発、運用、保守等を行う。また、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理する、既設住民基本台帳システム及び税務システムでも用いているデータセンター（以下「委託データセンター」という。）内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、国民年金情報ファイルを管理すると共に、国民年金受付システム機能の本市への提供も行う。	事後	重要な変更項目でないため
-----------	---	--------------------------------	---	----	--------------

令和3年2月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社北陸支社	富士通リース株式会社北陸支店	事後	重要な変更項目でないため
令和3年2月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	①システム運用支援業務実施における現地での進捗管理 ②品質管理 ③問題点管理 ③QA対応 ⑤要望対応 ⑥年次切替対応	①システムサービス提供業務実施における現地での設計業務 ②テスト業務 ③質問対応 ④運用保守	事後	重要な変更項目でないため
令和3年2月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	国民年金、付加年金の取得・喪失情報	国民年金の取得・喪失情報	事後	重要な変更項目でないため
令和3年2月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	取得・喪失情報を随時連携	取得・喪失情報を即時連携	事後	重要な変更項目でないため
令和3年2月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	・指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。	・委託データセンターは入館及びサーバ室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・サーバラックは施錠管理している。 ・記憶媒体の保管場所について施錠管理している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。 ・火災対策として、データセンターは消火設備を完備している。 ・地震対策として、データセンターは免震建物となっている。 ・データセンター内は、監視カメラにより24時間監視されている。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更(住民基本台帳に関する事務及び市税に関する事務に係る事務で評価済の内容)であるため、重要な変更にあたらない

<p>令和3年2月24日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 1～80</p>	<p>1.都道府県コード2.市区町村コード3.町丁コード4.字コード5.地番区分6.住所漢字7.住所カナ8.郵便番号9.タイムスタンプ10.通番11.個人番号12.世帯番号13.有効フラグ14.反映済フラグ15.最新異動事由16.増分異動事由17.減分異動事由18.氏名漢字19.氏名外字フラグ20.通称名カナ21.通称名漢字22.通称名外字フラグ23.性別区分24.生年月日25.続柄コード26.市内住所町丁コード27.市内番地編集区分28.市内郵便番号29.市内住所漢字30.市内住所方書31.市外住所区分32.市外住所コード33.市外郵便番号34.市外住所漢字35.市外方書36.住民となった日37.最新異動年月日38.最新届出年月日39.増分異動年月日40.増分届出年月日41.減分異動年月日42.減分届出年月日43.住定異動年月日44.住定届出年月日45.国保記号番号46.国保資格区分47.国保取得日48.国保喪失日49.旧個人番号50.旧世帯番号51.修正フラグ52.電算処理年月日53.住民区分54.履歴番号55.氏名カナ56.検索用氏名カナ57.氏名カナ正式名58.氏名漢字正式名59.検索用通称名カナ60.氏名利用区分61.個人区分コード62.住所コード63.番地編集区分64.方書漢字65.個人異動事由コード66.異動年月日67.届出年月日68.個人異動理由コード69.住民となった事由70.住民となった届出日71.住民でなくなった事由72.住民でなくなった年月日73.住民でなくなった届出日74.氏名異動フラグ75.通称名異動フラグ76.住所異動フラグ77.世帯コード78.連番79.世帯員宛名コード80.世帯員宛名基本履歴番号</p>	<p>1.宛名番号2.履歴SEQ3.個人番号4.法人番号5.統合宛名番号6.個人番号更新日7.法人番号更新日8.統合宛名番号更新日9.作成更新日10.宛名番号11.履歴SEQ12.世帯番号13.世帯識別番号14.前関連宛名番号15.後関連宛名番号16.住民票コード17.個人法人区分18.カナ氏名19.カナ名20.通称名優先区分21.検索カナ氏名22.ソートカナ名23.カナ通称名24.漢字氏名25.漢字名26.外字フラグ27.正字氏名28.漢字通称名29.法人種別コード30.法人種別位置区分31.生年月日32.和暦生年月日33.登録生年月日34.性別35.続柄136.続柄237.続柄338.続柄439.住所区分40.市外住所コード41.現住所町名コード42.現住所番地コード43.現住所枝番コード44.現住所小枝番コード45.現住所枝番コード46.現住所番地編集区分47.住所48.現住所方書コード49.方書50.方方書51.本籍地52.筆頭者名53.郵便番号54.電話番号55.FAX番号56.前住所都道府県コード57.前住所市区町村コード58.前住所59.前住所方書60.前住所郵便番号61.前住所区分62.転入元住所都道府県コード63.転入元住所市区町村コード64.転入元住所65.転入元住所方書66.転入元住所郵便番号67.転入元住所区分68.転出先住所都道府県コード69.転出先住所市区町村コード70.転出先住所71.転出先住所方書72.転出先住所郵便番号73.転出先住所区分74.行政区コード75.選挙区コード76.小学校区コード77.中学校区コード78.施設コード79.異動事由コード80.国籍コード</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更項目でないため</p>
------------------	-------------------------------------	--	--	-----------	---------------------

<p>令和3年2月24日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 81～160</p>	<p>81.世帯増事由コード<sup>*</sup>82.世帯増異動年月日83.世帯増届出年月日84.世帯減事由コード<sup>*</sup>85.世帯減異動年月日86.世帯減届出年月日87.生活保護有無フラグ<sup>*</sup>88.異動受付フラグ<sup>*</sup>89.生保開始年月日90.生保停止年月日91.生保廃止年月日92.生活扶助93.住宅扶助94.教育扶助95.基礎年金番号96.年金種別97.取得年月日98.喪失年月日99.年度100.更新年月日時分101.控対配102.配偶者有103.扶養特定人数104.扶養同老人数105.扶養老人数106.扶養他人数107.障害同特108.障害特109.障害他110.未成年111.本人障害112.老年者113.寡婦114.寡夫115.勤労学生116.非課税117.均無118.本人専従119.均軽120.内職必要経費121.特別個人122.みなし所得区分123.給与合算区分124.本人該当予備1125.本人該当予備2126.本人該当予備3127.専従所得区分128.専従申告区分129.白色専従人数130.青色専従人数131.含配132.専従控除合計133.市申134.白色135.青色136.還付137.給報138.分離139.決定140.法資141.推計142.給与収入143.過大報酬144.公的年金収入145.収入予備1146.収入予備2147.収入予備3148.営業所得149.農業所得150.他事業所得151.不動産所得152.利子所得153.配当所得154.投信配当所得155.雑所得156.一時所得特後157.総短所得特後158.総長所得特後159.変動所得160.臨時所得</p>	<p>81.備考82.産業分類コード<sup>*</sup>83.催告状発行区分84.業務参照フラグC1 85.業務参照フラグC2 86.業務参照フラグC3 87.業務参照フラグC4 88.業務参照フラグC5 89.業務参照フラグC6 90.業務参照フラグC7 91.業務参照フラグC8 92.業務参照フラグC9 93.業務参照フラグCA 94.業務参照フラグCB 95.業務参照フラグCC 96.業務参照フラグCD 97.業務参照フラグCE 98.業務参照フラグCF 99.業務参照フラグCG 100.業務参照フラグCH 101.業務参照フラグCI 102.業務参照フラグCJ 103.業務参照フラグCK 104.業務参照フラグCL 105.業務参照フラグCM 106.業務参照フラグCN 107.業務参照フラグCO 108.業務参照フラグCP 109.排他フラグ110.消除フラグ111.削除フラグ112.異動日113.届出日114.住民日115.住民届出日116.住定日117.住定届出日118.消除日119.消除届出日120.消除事由コード<sup>*</sup>121.不詳区分122.死亡日1 123.死亡日2 124.宛名消除日125.宛名消除事由コード<sup>*</sup>126.処理停止日127.処理停止状態区分128.処理停止理由区分129.処理停止メッセージ130.処理停止期限131.処理停止端末名132.処理停止職員番号133.外国人登録番号134.在留の資格コード<sup>*</sup>135.在留期間開始日136.在留期間終了日137.通称名区分138.カスタマコード<sup>*</sup>領域139.代表者宛名番号140.登録所属コード<sup>*</sup>141.登録所属名142.作成更新日143.世帯番号144.宛名番号145.連番146.漢字氏名147.生年月日148.性別149.続柄1 150.続柄2 151.続柄3 152.続柄4 153.個人法人区分154.異動事由コード<sup>*</sup>155.異動日156.消除フラグ157.削除フラグ158.宛名履歴SEQ 159.作成更新日160.業務コード<sup>*</sup></p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更項目でないため</p>
------------------	---------------------------------------	--	--	-----------	---------------------

<p>令和3年2月24日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 161～240</p>	<p>161.変超所得162.分短一般特後163.分短軽減特後164.分長一般特後165.分長特定特後166.分長軽減特後167.山林所得特後168.所得予備2169.所得予備3170.分短一般特前171.分短軽減特前172.分長一般特前173.分長特定特前174.分長軽減特前175.特前予備1176.特前予備2177.特前予備3178.繰越損失179.減免税額180.総合譲渡特控額181.一時所得特控額182.特定支出控除額183.雑損控除184.医療費控除185.社会保険料控除186.共済等掛金控除187.寄付金控除188.生保険住民税控除189.生保険所得税控除190.個人年金支払191.損保険住民税控除192.損保険所得税控除193.長損保険料支払194.配特住民税控除195.配特所得税控除196.控除予備1197.控除予備2198.控除予備3199.所得税寄附金控除200.住宅取得控除201.配当控除202.外国税額控除203.所得税控除予備1204.所得税控除予備2205.所得税控除予備3206.配偶者所得207.不労所得208.入力所得税額209.所得税額210.給与所得211.公的年金所得212.譲渡一時所得213.生命保険料控除214.損害保険控除215.障害者控除216.老年者控除217.寡婦控除218.寡夫控除219.勤労学生控除220.配偶者控除221.配偶特別控除222.扶養控除223.基礎控除224.所得控除予備1225.所得控除予備2226.所得控除予備3227.適用控除合計228.本人勤労所得229.本人不労所得230.翌年度繰越損失231.総所得232.非課税判定所得計233.課税所得計234.扶養判定所得計235.分短一般繰後236.分短軽減繰後237.分長一般繰後238.分長特定繰後239.分長軽減繰後240.山林繰後</p>	<p>161.税目コード162.業務名フラグ163.業務名164.業務名2165.送付先使用フラグ166.納税管理人使用フラグ167.相続人使用フラグ168.記事情報使用フラグ169.破産管財人使用フラグ170.口座使用フラグ171.納組使用フラグ172.国保口座使用フラグ173.インストールフラグ174.作成更新日175.異動事由コード176.異動事由177.異動事由略称178.検索カーソル初期位置179.作成更新日180.宛名番号CDフラグ181.世帯番号CDフラグ182.納組コード付番フラグ183.納組口座重複フラグ184.相続人設定フラグ185.宛名番号取得先フラグ186.法人番号取得先フラグ187.法人番号自動付番フラグ188.法人番号初期値189.世帯構成表示区分190.削除者表示区分191.口座仮登録使用区分192.世帯識別番号表示区分193.世帯設定可・不可フラグ194.住所選択初期表示位置フラグ195.住登外異動日設定フラグ196.作成更新日197.番号区分198.番号199.排他フラグ200.作成更新日201.ジョブ名202.システム日付203.システム時刻204.所属コード205.職員コード206.端末名207.開始時刻208.終了時刻209.処理件数210.表題1211.表題2212.表題3213.終了フラグ214.バッチ条件入力215.バッチ内共有情報216.排他フラグ217.自治体コード218.1/4所得基準額219.1/4免除月数220.1/4免除月数(国1/2)221.3/4所得基準額222.3/4免除月数223.3/4免除月数(国1/2)224.3号納付月数225.60歳減額率226.61歳減額率227.62歳減額率228.63歳減額率229.64歳減額率230.66歳加算率231.67歳加算率232.68歳加算率233.69歳加算率234.70歳加算率235.宛名番号236.遺族改定理由237.遺族支給停止区分238.遺族停止理由239.医療扶助240.受付日</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更項目でないため</p>
------------------	--	---	--	-----------	---------------------

<p>令和3年2月24日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 241～320</p>	<p>241.繰後予備1242.繰後予備2243.繰後予備3 244.総所得課標245.分短一般課標246.分短軽減課標247.分長一般課標248.分長特定課標 249.分長軽減課標250.山林所得課標251.証券所得課標252.課標予備1253.課標予備2254.課標予備3255.外国税額控除市256.外国税額控除県257.警告コード`1258.警告コード`2259.警告コード`3260.エラーコード`1261.エラーコード`2262.エラーコード`3 263.高校生264.16歳未満265.基礎年金番号チェックシート266.国民年金番号267.国民年金番号チェックシート268.喪失予定日269.無年金該当日270.電話番号271.配偶者宛名コード`272.障害年金コード`273.加入区分274.相談記録高齢275.相談記録特例任意276.項番277.現年度278.所得表年度279.被保険者種別280.取得日281.取得届出日282.取得入力日283.取得事由284.取得理由285.取得適用区分286.喪失日287.喪失届出日288.喪失入力日289.喪失事由290.喪失理由291.喪失適用区分292.付加加入日293.付加加入届出日294.付加種別295.付加加入入力日296.付加脱退日297.付加脱退届出日298.非該当理由299.付加脱退入力日300.免除状態区分301.受付日302.免除状態開始日303.免除該当理由304.免除裁定結果305.免除裁定日306.免除状態終了日307.法免消滅理由308.進達日309.再進達日310.他年金番号311.他年金取得日312.他年金喪失日313.他年金区分314.備考315.記号番号316.チェックシート317.付番日318.取消理由319.取消日320.処理日時</p>	<p>241.開始時刻242.改定日243.学生特例月数 244.加算額対象者宛名番号1 245.加算額対象者宛名番号2 246.加算人数247.加算率248.学校コード`249.学校名称250.寡婦夫控除251.寡婦特別控除252.カラ月数253.キ-値254.機構受付フラグ255.基礎年金番号256.教育扶助257.行番号258.勤労学生控除259.継続フラグ`260.決定日261.減額率262.現年度263.控除加算額264.更新後-カナ氏名265.更新後-カナ通称名266.更新後-漢字通称名267.更新後-基礎年金番号268.更新後-生年月日269.更新前-枝番コード`270.更新前-枝番コード`271.更新前-方書272.更新前-方書コード`273.更新前-カナ氏名274.更新前-カナ通称名275.更新前-漢字氏名276.更新前-漢字通称名277.更新前-基礎年金番号278.更新前-区外住所コード`279.更新前-住所280.更新前-住所区分281.更新前-取得日282.更新前-取得理由283.更新前-生年月日284.更新前-性別285.更新前-喪失日286.更新前-喪失理由287.更新前-小枝番コード`288.更新前-町名コード`289.更新前-番地コード`290.更新前-番地編集区分291.更新前-被保険者種別292.更新前-郵便番号293.更新後-枝番コード`294.更新後-枝番コード`295.更新後-方書296.更新後-方書コード`297.更新後-区外住所コード`298.更新後-住所299.更新後-住所区分300.更新後-小枝番コード`301.更新後-町名コード`302.更新後-番地コード`303.更新後-番地編集区分304.更新後-郵便番号305.厚生年金番号306.項番307.高齢任意区分308.コードID 309.国内協力者方書310.国内協力者氏名311.国内協力者住所312.国内協力者続柄313.国内協力者電話番号314.国内協力者電話番号種別315.国内協力者郵便番号316.国民年金番号317.個人所得制限額318.裁定結果319.裁定日 320.作成更新日</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更項目でないため</p>
------------------	--	---	---	-----------	---------------------

<p>令和3年2月24日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 321～400</p>	<p>321.届書コード`322.訂正前異動日323.訂正後異動日324.訂正前種別325.訂正後種別326.得喪理由327.異動届出日328.進達区分329.訂正前性別330.訂正後性別331.前後区分332.変更前基礎年金番号333.変更後基礎年金番号334.ワークステーションID335.職員名336.処理コード`337.進達フラグ`338.賦課コード`339.検認コード`1340.収納日1341.納付帳簿コード`1342.検認コード`2343.収納日2344.納付帳簿コード`2345.催告区分346.還付充当処理区分347.前納納付区分348.前納納付額349.前納開始年月350.前納終了年月351.納付コード`352.年金コード`353.請求年齢354.代理人氏名漢字355.代理人続柄コード`356.決定日357.受給権発生年月358.支給開始年月359.年金額360.振替加算の有無361.死亡日362.死亡届出日363.未支給の有無364.死亡届出者氏名漢字365.死亡届出者続柄コード`366.死亡進達日367.免除月数368.納付月数369.付加月数370.障害等級371.加算人数372.額改定請求日373.額改定決定日374.改定理由375.停止等日付376.障害支給停止区分377.障害停止理由378.支給区分379.死亡者基礎年金番号380.死亡者宛名コード`381.請求者続柄コード`382.請求者宛名コード`1383.請求者母子区分1384.請求者障害の有無1385.請求者宛名コード`2386.請求者母子区分2387.請求者障害の有無2388.請求者宛名コード`3389.請求者母子区分3390.請求者障害の有無3391.証書番号392.受給権取得日393.公的年金の有無394.支払郵便局395.停止期間開始年月396.停止期間終了年月397.配偶者該当日398.扶養義務者宛名コード`399.扶養義務者続柄コード`400.扶養義務者該当日</p>	<p>321.次回診断書提出年月322.支給開始年月323.支給額324.支給区分325.システム時刻326.システム日付327.施設コード`328.自治体コード`329.支払区分330.支払区分変更日331.死亡者宛名番号332.死亡者基礎年金番号333.死亡送付日334.死亡届死亡日335.死亡届出者氏名漢字336.死亡届出者続柄コード`337.死亡届出日338.死亡日339.社会保険庁名称340.若年特例月数341.住記異動日342.住宅扶助343.重要メモフラグ`344.終了時刻345.終了フラグ`346.受給権取得日347.受給権発生年月348.出力コード`349.取得事由350.取得届出日351.取得日352.取得理由353.障害受付診断書1354.障害受付診断書2355.障害受付診断書3356.障害改定理由357.障害寡婦所得制限額358.障害区分359.障害裁定診断書1360.障害裁定診断書2 361.障害裁定診断書3362.障害支給停止区分363.障害者寡婦区分364.障害者控除365.障害請求事由366.障害停止理由367.障害等級368.証書記号369.証書交付の有無370.証書番号371.消滅受付日372.消滅機構受付フラグ`373.消滅送付日374.職員コード`375.所在地376.初診日1377.初診日2378.初診日3379.所属コード`380.所得税課税区分381.所得年度382.シヨブ`名383.処理件数384.処理コード`385.処理時刻386.処理状態387.処理日388.処理年389.申請日390.申請理由391.生活扶助392.生活保護開始日393.生活保護廃止日394.請求者宛名番号1 395.請求者宛名番号2 396.請求者宛名番号3 397.請求者障害の有無1398.請求者障害の有無2 399.請求者障害の有無3 400.請求者所得</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更項目でないため</p>
------------------	--	---	---	-----------	---------------------

<p>令和3年2月24日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 401～449</p>	<p>401.処理日402.接触目的コード403.接触相手コード404.担当者コード405.接触方法コード406.接触結果コード407.記事内容408.適用開始日409.適用終了日410.エラーログパス名411.実行ログパス名412.アクセスログパス名413.装飾用画像1414.装飾用画像2415.公印画像416.公印氏名区分417.市長氏名418.職務代理名1419.職務代理名2420.処理ID421.状態区分422.処理結果423.処理開始時刻424.処理終了時刻425.利用者名426.パラメータ数427.パラメータ1428.パラメータ2429.パラメータ3430.パラメータ4431.デフォルト値1432.デフォルト値2433.デフォルト値3434.デフォルト値4435.職員コード436.名前437.パスワード438.所属コード439.データベースユーザー名440.操作権限レベル441.マイナンバー442.産前産後届出日443.産前産後該当日444.妊娠区分445.産前産後開始月446.産前産後終了月447.産前産後裁定結果448.産前産後裁定日449.産前産後更新フラグ</p>	<p>401.請求者続柄コード402.請求者母子区分1403.請求者母子区分2404.請求者母子区分3405.請求年齢406.正式名称407.世帯所制限加算額408.船員保険番号409.前回支払区分410.前年所得有無411.喪失事由412.喪失届出日413.喪失日414.喪失予定日415.喪失理由416.送付区分417.送付日418.卒業年月419.タイムスタンプ時刻420.タイムスタンプ日付421.代理人氏名漢字422.代理人続柄コード423.端末名424.通称名優先区分425.定額納付月数426.停止期間開始年月427.停止期間終了年月428.定時処理年度429.停止等日付430.停止フラグ431.手帳再交付申請理由432.手帳再交付申請日433.電話番号434.電話番号1435.電話番号1種別436.電話番号2437.電話番号2種別438.電話番号3439.電話番号3種別440.登録日441.特定扶養控除442.特別障害者控除443.特例開始年月444.特例終了年月445.届書コード446.届出日447.入学年月448.入力コード449.認定日2</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更項目でないため</p>
<p>令和3年2月24日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 450～1751</p>	<p>追記</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 450～1751参照</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更項目でないため</p>
<p>令和3年2月24日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p>&lt;委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt; ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。</p>	<p>&lt;委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt; ・委託データセンター内を除き委託先に特定個人情報を保管させない。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。特に、委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う。 ・委託データセンターにおいて、特定個人情報の閲覧等は禁止し、閲覧機能を有する端末機器等は設置しない。</p>	<p>事後</p>	<p>リスクを明らかに軽減させる変更(住民基本台帳に関する事務及び市税に関する事務に係る事務で評価済の内容)であるため、重要な変更にあたらぬ</p>



令和3年2月24日	<p>皿リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置場所に指紋認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</li> <li>・サーバーラックは施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行う。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバ設置場所に消火設備を常備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託データセンターは入館及びサーバ室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</li> <li>・サーバーラックは施錠管理している。</li> <li>・記憶媒体の保管場所について施錠管理している。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。</li> <li>・火災対策として、データセンターは消火設備を完備している。</li> <li>・地震対策として、データセンターは免震建物となっている。</li> <li>・データセンター内は、監視カメラにより24時間監視されている。</li> </ul>	事後	<p>リスクを明らかに軽減させる変更(住民基本台帳に関する事務及び市税に関する事務に係る事務で評価済の内容)であるため、重要な変更にあたらない</p>
令和3年2月24日	<p>V 評価実施手続</p> <p>1. 基礎項目評価 ①実施日</p>	平成27年9月4日	令和2年4月1日	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称</p>	市総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目801、802、803、1009、1034、1559、1560、1700、1702</p>	801金額予備4、802金額予備5、803金額予備6、1009所得控除一予備2、1034所得一予備3、1559フラグ予備8、1560フラグ予備9、1700国一所得控除一入力値一予備3、1702国一所得控除一予備3	801扶養障害所得金額調整控除一入力、802給与年金所得金額調整控除一入力、803年金所得以外の合計所得、1009ひとり親控除、1034雑所得計一入力値、1559ひとり親区分、1560所得金額調整控除区分、1700国一ひとり親控除一入力値、1702国一ひとり親控除一計算値	事後	重要な変更項目でないため

令和3年6月28日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目1752~1785	追記	1752年金以外合計所得範囲1、1753年金以外合計所得範囲2、1754年金以外合計所得範囲超、1755公年金65才以上定数減1、1756公年金65才以上定数減2、1757公年金65才以上定数減超、1758公年金65才未満足数減1、1759公年金65才未満足数減2、1760公年金65才未満足数減超、1761扶障所得調整控除収入下限、1762扶障所得調整控除収入上限、1763扶障所得調整控除適用率、1764給年所得調整控除上限額、1765給年所得調整控除控除額、1766基礎控除範囲1、1767基礎控除範囲2、1768基礎控除範囲3、1769基礎控除調整控除適用限度、1770所一基礎控除1、1771所一基礎控除2、1772所一基礎控除3、1773基礎控除1、1774基礎控除2、1775基礎控除3、1776基礎人的控除差額、1777所得割調整基準加算額、1778均等割非課税基準加算額、1779所一ひとり親控除、1780ひとり親控除、1781寡婦控除人的控除差、1782ひとり親控除人的控除差1、1783ひとり親控除人的控除差2、1784ひとり親控除非課税限度額、1785ひとり親控除所得限度額	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	特別個人情報ファイル	特定個人情報ファイル	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項及び95の項	番号法第9条第1項 別表第一の46の項及び127の項	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続先	その他(戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、就園奨励システム、子ども・子育て支援システム)	その他(戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム)	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託③委託先名	富士通リース株式会社北陸支店	FLCS株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目431、432	431手帳再交付申請理由、432手帳再交付申請日	431基礎年金番号通知書再交付申請理由、432基礎年金番号通知書再交付申請日	事後	重要な変更項目でないため

令和4年6月27日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国民年金法  追加  5,6を追加	国民年金法(昭和34年法第141号)、  中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)  5.中国残留邦人等支援関係 中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書の受付を行い、日本年金機構に報告する。  6.特別障害給付金関係 特別障害給付金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	ねんきんネット可搬型窓口装置	市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	国民健康保険システム	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項及び127の項	番号法第9条第1項 別表第一の46の項、94の項、116の項及び128の項	事前	

令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ④記録される項目 主な記録項目・その妥当性	医療保険関係情報	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	追記	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	2. 免除関係 (略) ・国民年金保険料の法定免除該当・消滅届を受付し、必要な生活保護情報を添付して日本年金機構に報告する。 ・国民年金保険料の産前産後免除該当届を受付し、必要な出産日等の情報を日本年金機構に報告する。  追加	削除  ・国民年金保険料の産前産後免除該当届を受付し、必要な出産日等の情報を日本年金機構に報告する。  5.中国残留邦人等支援関係 中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書の受付を行い、日本年金機構に報告する。  6.特別障害給付金関係 特別障害給付金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年7月7日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	ねんきんネット可搬型装置	市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年7月7日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 具体的な管理方法	ねんきんネット可搬型装置	市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない

令和5年7月7日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない